三次市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年2月22日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市介護保険条例の一部を改正する条例(案)

三次市介護保険条例(平成16年三次市条例第160号)の一部を次のように 改正する。

第4条を次のように改める。

(保険料率)

- 第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。 以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 3万1,935円
 - (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 4万8,078円
 - (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 4万8,429円
 - (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 6万3,169円
 - (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 7万188円
 - (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 8万4,225円
 - (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 9万1,244円

- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 10万5,282円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 11万9,319円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 13万3,357円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 14万7,394円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 16万1,432円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 16万8,451円
- 2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は ,令第38条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令 第36号。以下「法施行規則」という。)第143条の規定により,120万 円とする。
- 3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は ,令第38条第7項の規定に基づく法施行規則第143条の2の規定にかかわ らず,200万円とする。
- 4 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は ,令第38条第8項の規定に基づく法施行規則第143条の3の規定にかかわ らず,290万円とする。
- 5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は , 令第38条第9項第1号の規定にかかわらず, 400万円とする。
- 6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、令第38条第9項第2号の規定にかかわらず、500万円とする。
- 7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額 は、令第38条第9項第3号の規定にかかわらず、600万円とする。
- 8 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、令第38条第9項第4号の規定にかかわらず、700万円とする。
- 9 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万3円とする。
- 10 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の 減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率につ いて準用する。この場合において、前項中「2万3円」とあるのは「3万4、

- 041円」と読み替えるものとする。
- 11 第9項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第9項中「2万3円」とあるのは「4万8、078円」と読み替えるものとする。

第6条第3項中「令第39条第1項第1号イ」を「令第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三次市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険 料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例に よる。